筆界特定の手続に関する通知

下記１の筆界特定の手続について、不動産登記法第１４４条第１項の規定に基づく下記２の関係人に対する下記３の通知を、同法第１４４条第２項の規定により準用する同法第１３３条第２項の規定により掲載する。

令和８年１０月２０日

水戸地方法務局筆界特定登記官

記

１　筆界特定の手続の表示

手続番号　令和６年第３０号

対象土地　水戸市千波町字御茶園２９０６番１

水戸市千波町字御茶園２９０７番

手続番号　令和６年第３１号

対象土地　水戸市千波町字御茶園２９０６番１

水戸市千波町字御茶園２９０６番１先道路

２　関係人の氏名又は名称

ゴーブルめぐみ

３　通知をすべき事項

⑴　筆界特定をした旨の通知

⑵　上記⑴の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。